

イカール星人ワンポイント画像 利用規約

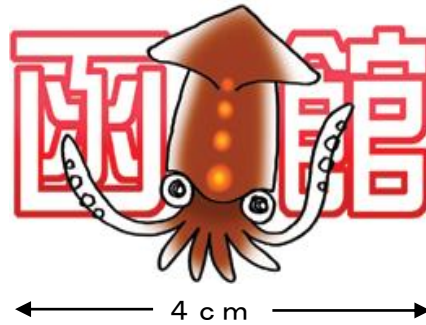
2013年11月12日版

イカール星人著作権者（株シンプルウェイおよび有猫乃手堂。以下、著作権者）は、「イカール星人ワンポイント画像 8種類」（以下、画像）を、下記の利用条件に基づき商品パッケージやその広告に利用することを、無償で許諾します。

【利用条件】

1. 利用目的は、商品を目立たせるためのアイキャッチに限定します。（商品のメインコンセプトとしての利用は無償許諾対象とならず、ロイヤリティが発生しますのでご注意ください。）
2. 利用にあたっては、事前に申請の上、著作権者の許諾が必要です。（申請の項参照）
3. 利用方法は、次の3種類です。
 - ①画像を使ったシールを作成し、パッケージに貼り付けする。
 - ②画像をパッケージに盛り込んでデザインし、印刷する。
 - ③許諾商品のPRのために、画像を盛り込んだチラシ・POP等を作成する。※デザイン、印刷等にかかる経費は、利用者の負担となります。
4. 画像を使ったデザイン作成にあたり、下記の条件を全て満たす必要があります。
 - ①画像の縦または横いずれかが4 cm以上であること。
 - ②貼り付けるパッケージ面に対して、画像面積が15%以内であること。
 - ③画像はカラーで使用する。こと。（単色への変更はNG）
 - ④画像はトリミングや縦横比率の変更をせず、そのまま利用すること。（同じ縦横比率に基づくサイズ変更は可。）
 - ⑤商品名に、「イカール星人」という名称を入れることはできません。
 - ⑥画像の下には、許諾番号を記載していただきます。（例：IkaR131201）※①②に基づき、画像貼付面が80平方cm以下の小さい商品には、無償画像をご使用いただくことができません。（別途有料にて承ることは可能です。）
5. 利用許諾期間は、2016年12月31日までです。期間満了後に商品の在庫がある場合、許諾内容（商品名称、価格、数量等）を変更しない限り、在庫がなくなるまで販売いただいて構いません。

◎OK 画像は縦または横が4cm以上



◎OK 画像面積がパッケージの15%以内



×NG 画像面積がパッケージ15%超



×NG メインコンセプトとしての利用



×NG 商品名にイカール星人



15%以内でも、Tシャツのワンポイントやぬいぐるみなどは、イカール星人がメインコンセプトとなるのでNGです。

×NG トリミング（一部抜粋）



×NG 縦横比の変更



△イラストに「おいしいよ！」等連動したコピー・吹き出しコメントをつける場合は、事前にご相談ください。（キャラクター設定との兼ね合いや、イラストとのバランスについて、監修が必要となります。）

6. 利用者や商品の製造元は、函館市に限定せず、市外からの申請も受け付けます。
また、販売地域についても限定しません。
7. 商品は「イカ」食品に限定せず、幅広く受け付けます。
8. 本規約による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して画像を利用する権利を付与するものではありません。
9. 本規約による利用許諾は、商品、利用者等について著作権者が推奨を行うものではありません。
10. 申請者または利用内容が下記に該当する場合、利用を許諾しません。また利用開始後に該当することが判明した場合、利用中止を通告する場合があります。その場合、著作権者は、利用者が生じる損害について一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。
 - (ア) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (イ) 函館市および著作権者の信用または品位を害するものと認められる場合
 - (ウ) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (エ) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は支援する恐れがあると認められる場合
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
 - (カ) 画像の利用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
 - (キ) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - (ク) 画像の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
 - (ケ) その他、著作権者が、画像の利用は不相当と判断した場合

【利用上の遵守事項】

利用にあたっては、下記事項の遵守を必須とします。

- ① 許諾された商品・広告等にのみ利用をすること。
- ② 発売前に完成品2点以上を、(株)シンプルウェイに郵送すること。(郵送費は利用者負担)
- ③ 利用許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。ただし、相続人や合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。
- ④ 宣伝または広告に際し、許諾番号を、その商品・広告等に必ず明示すること。
- ⑤ 利用者が利用許諾内容の変更をする場合には、予め変更申請書を(株)シンプルウェイに提出し、審査の上、許可を受けなければならない。
- ⑥ 発売後、1年に1回程度、Project Ika-Rが実施するアンケートに協力すること。

【利用の申請について】

1. 利用申請書（要押印）、会社概要（利用者の事業内容がわかるもの）、パッケージデザイン案、チラシやPOP等のデザイン案（画像を盛り込む場合）を、㈱シンプルウェイまで提出してください。食品の場合は「製造に係る保健所の営業許可書（写）」も提出してください。なおパッケージ・広告等のデザインにあたり、画像には仮の許可番号を盛り込んでください。（仮番号・・・IkaR130000）

※事前相談は、メール・FAXでも構いません。正式な申請にあたっては、改めて郵便または持参によりご提出をお願いいたします。

2. 利用申請書および画像データはイカール星人公式HPからダウンロードいただけます。
<http://www.ika-r.com>

3. 著作権者の審査には、1～2週間かかります。

4. 審査結果は、可否にかかわらずご連絡いたします。利用を許諾する場合、合わせて許諾番号をお知らせします。仮許諾番号を決定番号に差し替え、デザインを完成させていただきます。（商品製造・印刷等はこの後に可能となります。）

5. 発売前に、完成商品2点以上を㈱シンプルウェイへ郵送ください。その際、発売予定場所等もお知らせください。（イカール星人公式 Blog にてご紹介いたします。）

※なお、著作権者は、申請に要する費用および利用の実施に係る経費は一切負担しません。

■本件についての問い合わせ先・申請先■
株式会社シンプルウェイ 担当/阪口あき子
〒041-0851 函館市本通 1-26-12
TEL0138-86-7601 FAX0138-86-7611
saka@omoide.tv